

# ○モザンビーク国際平和協力業務実施計画

(平成5年4月27日)  
閣議決定

変更 平成5年11月12日  
平成6年5月31日  
平成6年10月11日

## モザンビーク国際平和協力業務の実施について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき、モザンビークにおける国際連合平和維持活動に協力するため、国際平和協力業務を実施することとし、別紙のとおり、モザンビーク国際平和協力業務実施計画を定める。

(別紙)

## モザンビーク国際平和協力業務実施計画

### 1 基本方針

1975年の独立以来、戦乱と国内混乱が続いていたモザンビーク共和国においては、1992年10月にモザンビーク包括和平協定が調印され、これを受け、同年12月には国際連合安全保障理事会にお

いて、国際連合平和維持活動として、軍事部門、選挙部門、人道部門及び行政部門の4部門からなる国際連合モザンビーク活動（以下「ONUMOZ」という。）が設立され、活動している。

このうち、司令部業務分野、選挙監視業務分野並びに要員の移動及び装備品等の輸送の調整等の輸送調整の分野への要員の派遣について、国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、これらの要請に応分の貢献を行うこととする。このため、モザンビーク国際平和協力隊を設置することとし、これに司令部業務分野及び選挙監視業務分野における国際平和協力業務を行わせるとともに、自衛隊の部隊等により、輸送調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協法力」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、ONUMOZについてそれらが満たされており、また、国際平和協法力第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国及び紛争当事者の同意も得られている。

### 2 モザンビーク国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号イからタまでに掲げる業務のうち、これらの業務に関する中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務であって、ONUMOZ司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務

ウ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる輸送の業務のうち輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整に係る国際平和協力業務

エ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる輸送の業務のうち物資の補給に係る国際平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

ウ及びエに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項及び附則第2条の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

モザンビーク共和国とする。

ただし、南アフリカ共和国及びジンバブエ共和国において、(1)イに掲げる業務のうち附帯する業務としての訓練を受けること並びにフィリピン共和国、タイ王国、モルディヴ共和国、セイシェル共和国及びケニア共和国において、(1)ウに掲げる業務

のうち附帯する業務としての物資の補給及び(1)エに掲げる業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成5年5月6日から平成7年2月15日までの間

(4) モザンビーク国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

自衛官 5名(ただし、人員の交替を行う場合は10名)

(イ) (1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 15名

(ウ) (1)ウ及びエに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務を行う者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に属する自衛隊員

(ロ) 国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)は、(ア)に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

(ア) 武器

(1)アに掲げる業務に従事する者について、9mm拳銃5丁

(イ) その他

モザンビーク国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確

保並びに(1)ア及びイに掲げる業務に必要な個人用装備（アに掲げるものを除く。）

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)ウ及びエに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

① (1)ウに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊（人員48名。ただし、部隊の交替を行う場合は96名）

② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための物資の補給及び(1)エに掲げる業務を輸送機（C-130H）により行うための航空自衛隊の部隊（人員50名）

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃41丁及び64式7.62mm小銃7丁

② 車両

4輪駆動車等20両

③ 航空機

輸送機（C-130H）2機

④ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)ウ及びエに掲げる業務に必要な装備（①から③までに掲げるものを除

く。）

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をモザンビーク国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をモザンビーク国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、モザンビーク国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

ア 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要がある

と認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

イ 外務大臣は、国際平和協力業務が行われる間及びその前後期間、臨時にマプトに設ける事務所に、ONUMOZ、モザンビーク共和国等との交渉及び関連情報収集等に当たらせるものとする。

また、本部長は、国際平和協力業務の実施に際し、当該業務を円滑に実施できるよう、現地支援のための人員を派遣するものとする。